

「神戸市プレーリーダー養成業務」委託仕様書

1. 業務名称

「神戸市プレーリーダー養成業務」

2. 業務目的

「神戸市プレーリーダー養成業務」（以下「本業務」という。）は、豊かな野外環境や地域の公園等で、自然の素材を使った遊びや季節を感じる遊び体験ができる場（以下「プレーパーク」という。）において、外遊びのノウハウを持ち、外遊びを地域に提供できる者（以下、「プレーリーダー」という。）を養成することを目的とする。

3. 業務概要

業務期間：契約日～2025年3月31日

開催場所：神戸市が指定する会議室及び市内の公園

開催内容：以下のとおりとする。

① 会議の開催等

本業務の実施にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、以下の会議を開催する。オンラインでも可。また、受託者は事前に資料を委託者へ送付すること。

・業務開始時会議・・・業務開始時

業務の開始にあたり、契約締結後すみやかに、仕様内容、業務実施方針、実施体制、スケジュール等の確認及び協議等を行うために開催する。

・定例会議・・・月1回程度

業務進捗状況に関して、現状と課題等について確認を行うとともに、課題がある場合はその解決を図るために開催する。

・臨時会議・・・必要に応じ随時

緊急を要する事態が発生した場合及び委託者が必要と判断した場合に開催する。

② プレーリーダー基礎講座（以下「基礎講座」という。）の実施

プレーパークに興味関心のある市民を対象に、子どもと外遊びについて基本的な知識を座学で学ぶ養成講座を実施すること。講座の開催回数は2日以上、講座時間は、10時間を超えるものとする。10名以上の参加者を募ること。講座内容には、以下の内容を盛り込むこと。

・外遊びの重要性や、プレーパークの基本的な知識等を学び、プレーパークの普及に資するもの。

・参加者がプレーパークを実施する際の企画の立て方や、必要な遊びの技術、安全管理等、実践的な内容を含め、魅力的で安全な開催に資するもの。

- ・協力者の獲得や地域の関係者の巻き込み方など、継続的な実施に資するもの。
- ・外遊びの重要性の普及啓発、養成講座受講者や養成講座修了者等のネットワークづくりに資するもの。

③ 養成座学講座修了者を主な対象とした実地研修会（以下「実地研修会という」。）の実施

基礎講座を修了した者等に、継続的、発展的な学びの場を提供するとともに、修了者同士のネットワークづくりを促すために、実地研修会を実施すること。開催地は、委託者が指定する市内の公園等とする。2～3時間程度で、3日間開催すること（準備・振り返り時間等は除く）。1回あたり、子どもの参加者は20名以上、アクティビティ数は5～10種程度を想定している。実施にあたっては、委託者と事前打ち合わせを1回以上行い、体験会の内容や役割分担について協議すること。またその際、開催地を確認する等、事前に安全性について十分な検証を行い、事故防止に努めること。また、受託者は体験会参加者の怪我等に対応できる傷害保険に加入すること。

開催当日は円滑な運営と安全管理に努めること。開催当日は、開催前に参加者と一緒に事前準備をすることとし、開催後参加者向けに振り返りを行うこと。開催後、委託者と実施の振り返りを行う機会を設けること。天候不良等により、体験会を延期、若しくは開催地を屋内等に変更することができる。その場合も、委託料額の変更は行わない。受託者は、延期の可能性及び延期した場合の開催日、屋内等に変更する可能性及び変更した場合の開催地について、委託者と事前に協議を行い、委託者の承認を受けること。

④ プレーパーク事後研修会（以下「事後研修会という」。）の実施

実地研修会を終了した者に振り返りの機会を提供し、実践に繋がられるよう努めること。研修会は2～3時間程度とし、市内の会議室で開催すること。

⑤ 広報の実施

必要な広報を委託者の確認を受けて実施すること。

4. 委託金額の上限

2,500,000円（消費税・地方消費税含む）

5. 委託業務期間

契約締結日～2025年3月31日までとする。

6. 成果物

- (1) 事業終了後、参加者リスト※・研修資料を含む報告書（任意の様式）をデータで1週間を目途に提出すること。

※神戸市から参加者へ連絡する可能性がある旨を伝えること。

7. 留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 委託業務の履行場所、作業場所

受託者事務所内等

9. 成果物納品場所

神戸市地域協働局地域活性課